

令和2年度中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度中小企業CO₂削減対策見える化支援業務

2 事業の目的

本県では産業・業務部門のCO₂削減対策として、エネルギー使用量の多い事業所（以下「大規模事業所」という。）を対象に、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を導入しており、第1削減計画期間では目標削減率（基準排出量に対する削減率。以下同じ）が第1区分8%、第2区分6%であったが、ともにこれを大きく上回る22%削減となった。また、第2削減計画期間においてもさらに削減が進められており、目標削減率が第1区分15%、第2区分13%であるのに対して、平成29年度の実績ではそれぞれ28%、29%の削減となっている。

令和2年度から始まる第3削減計画期間においては、新たに策定した「埼玉県地球温暖化対策計画実行計画（第2期）」で掲げる2030年度において26%削減（2013年度比）の目標達成に向けて、目標削減率を第1区分22%、第2区分20%に引き上げたところである。

一方、大規模事業所の中には中小企業が設置する事業所が3割程度含まれており、他の大規模事業所に比べて削減対策の実施に遅れが見られる事業所も多いことから、更なる底上げに向けた対策が求められているところである。

中小企業は一般的に省エネバリア（資金不足、人材不足、情報不足）により対策が進みにくい。省エネバリアのうち情報不足の点に着目し、大規模事業所のうち中小企業のCO₂削減対策について、同業種かつ同規模内における事業所の立ち位置を「見える化」、同業他社のCO₂削減対策の状況と比較することで、自社の大規模事業所における対策の進捗度を把握し、中小企業が設置する大規模事業所のCO₂削減の底上げを図る。また、見える化を通じて判明したCO₂削減に優れた事業所を顕彰する。なお、中小企業等が設置する大規模事業所は約180事業所程度あるが、令和2年度はこのうちの食料品製造業を含む60事業所程度を対象として実施する。

そこで、この見える化にあたっての事業者支援及び優良事例の抽出に係る県の業務の支援を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月24日（水）まで

4 業務の内容

(1) 中小企業への省エネ対策支援

ア 点検表の作成支援等

イ 点検表様式の作成

平成30年度に実施した「目標設定型排出量取引制度に係る調査・検討業務委託」（以下「平成30年度調査」という。）で検討した事項を元に、「目標設定型排出量取引制度における優良大規模事業所の認定基準(第三計画期間版)」(以下「トップレベル認定基準」という。)

及び同認定ガイドラインを参考として、点検項目及び判断基準の案を作成し、発注者に提示すること。なお、点検項目は少なくとも第1区分と第2区分を分けるとともに、それぞれ一般管理項目（5項目）、運用改善及び設備更新を伴う対策（45項目）の50項目を設定する。また、点検は他者の対策進捗度との比較ができるよう、一律の判断基準に沿って段階的に評価可能な選択形式のものとし、判断基準は一定の根拠資料で客観的に判断できる基準とする。

作成された点検項目及び判断基準から点検表の様式及び作成マニュアルを作成すること。なお、作成マニュアルには項目ごとに判断基準に沿って削減対策の進捗状況を点検する際に、確認する根拠資料の例を入れること。点検表の様式はエクセル形式とし、作成マニュアルを見なくても判断できるよう、コメント機能等を活用するなどして、様式に判断基準の要約を入れること。また、事業者が判断する際に確認した資料が入力できるものとする。

(イ) 点検表の作成支援

点検の対象となる事業所（60事業所程度）に対して点検表及び作成マニュアルを配布し、事業者が点検表を作成することにより削減対策の進捗状況を点検する。

事業者が点検表を作成するにあたってはこれを支援するため、県が開催する説明会（さいたま市内、2回程度を想定）にて点検表の作成方法について説明する他、説明会当日に質問対応窓口を設けるとともに、個別の問い合わせについても適切に対応すること。また、対象全事業所から点検表を回収できるようにすること。

なお、個別の問い合わせでは十分な対応が難しいと判断される場合は、発注者との協議の上、事業者の了承が得られた後に発注者とともに個別訪問する。

また、イにおいて必要な情報や（2）の優良事例の選定にあたって審査項目となる（可能性のある）事項は点検時に調査を行うこと。

(ウ) 点検表の確認及び修正

点検表の精度を確保するため、提出された点検表について以下の点を確認し、修正条件に該当する場合は修正を指示すること。なお、具体的な確認事項及び修正条件については、受注者の提案に基づき、発注者との協議により決定する。

- (a) 平成30年度調査（書面調査票及び現地調査結果）、地球温暖化対策計画・実施状況報告書及び過年度に県が実施した事業所調査結果から判断される設備の保有状況と矛盾がないか。
- (b) 当該事業所で使用するエネルギー種と保有している設備に矛盾がないか。
- (c) 当該業種で多くの事業所が保有している設備に対して点検漏れがないか。
- (d) 運用改善は行っているが設備は保有なしとしているなど、点検項目間で点検内容に矛盾がないか。
- (e) 他の事業所の対策の実施率と著しい乖離が見られないか。
- (f) 確認した根拠資料がない事項がないか。
- (g) その他修正が必要と認められる事項がないか。

(エ) 現地への訪問調査

特に基準排出量に対する削減率が低い事業所や削減率と対策の実施率に乖離が見られる

事業所、その他(ウ)により特に多くの修正が必要と認められる事業所などから、受注者の提案に基づき発注者との協議の上選定し訪問をすること。(イ)により個別訪問した場合はその事業所を含めて少なくとも10事業所は選定することとし、一定の考え方を示した上で案を提示する。)

なお、現地訪問に当たっては、発注者と協議の上、確認する項目を一般管理項目に係る事項及び特にエネルギー使用量の多い設備に係る対策に絞るとともに、あらかじめ必要な資料(設備台帳、管理標準及び確認する項目のうち点検表作成にあたって使用した資料など)の準備を求めるなど現地訪問は半日程度で終了するように工夫すること。

また、発注者から別途指示のない限り、現地訪問は発注者が同行の上実施すること。

イ 点検表の集計・分析等

(ア) 点検表の集計・分析

アにより回収した点検表の以下の項目について、業種及び企業規模(第3削減計画期間から目標削減率の緩和が適用されるものとそれ以外)ごとに、各事業所の全体における位置づけが「見える化」できるよう、集計・分析すること。なお、業種は産業中分類ごとを基本として、発注者の指示のもと、10事業所未満とならないよう使用する燃料の種類や保有する設備の状況を踏まえて、複数の業種をまとめて集計・分析を実施すること。

なお、具体的な集計・分析を行う項目については、平成30年度調査で検討した事項を元に、また東京都の省エネカルテを参考として、受注者が提案し、発注者との協議により決定する。

- (a) 点検項目ごとの進捗度
- (b) 設備別の対策の実施状況
- (c) 平成23～30年度における燃料種別の使用割合
- (d) 平成23～30年度における基準排出量に対する削減率
- (e) 平成23～30年度における原単位(指標当たりのCO₂排出量)
- (f) その他月別・燃焼種別の使用状況の変化がわかるものや再生可能エネルギーの使用状況など事業者が対策を進めるにあたって必要なデータ

(イ) 集計・分析結果のフィードバック

(ア)により集計・分析した結果について、県がCO₂削減分析カルテ(CO₂削減率、設備別・対策別の取組状況について他社と比較したもの)としてまとめて、大規模事業所にフィードバックをする。そこで当該カルテを作成するにあたっての案を提示すること。

なお、当該カルテには分析結果の見方や国及び県の支援情報などの事業者が削減対策を進めるにあたって参考となる情報を含めることとし、東京都の省エネカルテや経済産業省が運営する総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会工場等判断基準ワーキンググループにおける定期報告書に係る議論の状況などを参考に提案すること。

(2) 優良事例の選定

ア 優良事例の選定

(ア) 優良事例の選定基準の設定

(1)により点検表を作成した大規模事業所から、県が優良事例を選定するため、県が令和2年度に作成する要領、令和元年度に実施した「クレジット活用等に係る窓口対応等業務委託」(以下「令和元年度調査」という。)における検討事項や目標設定型排出量取引制度小委員会における議論の状況(契約締結後に別途提示)を踏まえて、詳細な選定基準案を発注者に提示すること。当該案を元に県が選定基準を設定する。

なお、選定基準案は同業他社への事例の展開性に配慮したものとし、以下の(a)～(d)の項目の下に複数の審査項目を設定すること。また、作成に当たっては、トップレベル認定基準も参考にすること。

- (a) 一般管理項目
- (b) 運用改善対策
- (c) 設備更新を伴う対策
- (d) その他(経営層や従業員が得られた副次的効果など)

(イ) 事前スクリーニング

(1)により作成した点検表を元に、(ア)により設定した選定基準に沿って、優良事例に該当する可能性がある事業所(10事業所以上)を選定すること。

なお、選定にあたっては、点検表に加えて、地球温暖化対策計画・実施状況報告書、平成30年度調査(書面調査票及び現地調査結果)及び過年度に県が実施した事業所調査結果も参考にすること。また、候補選定にあたっては発注者の指示の下、業種や企業規模にも配慮する。

(ウ) 事業所調査

優良事例に該当する可能性がある事業所((イ)により選定した10事業所以上)に対して、以下の事項を調査すること。なお、調査には現地を訪問し、ヒアリングや書類・設備を確認することを含める。

また、具体的な調査項目(確認する書類や設備等を含む)については、(ア)により設定した選定基準に沿って受注者が提案し、発注者との協議により決定する。

- (a) 効果の大きかった運用改善又は設備対策とその効果、対策の実施経緯
(設備更新のうちダウンサイジングや効率化に資する機能追加があったものを含む)
- (b) (a)以外の対策の実施状況やその効果
- (c) ISO認証等の取得状況や対策を進めるための組織体制と経営層の役割
- (d) 対策((a)で挙げられた対策を含む)を進めるにあたって生じた課題と解決方法
- (e) その他得られた副次的効果など選定に当たって必要な情報

(エ) 事業所の評価

(イ)で調査した事業所に対して、選定基準により評価し、その結果を発注者に提示すること。なお、提示する際には、判断にあたっての根拠を整理した資料(事業者から収集した資料を含む)を併せて提出すること。

イ 有識者による審査会の運営支援

優良事例は、県が主催する有識者による審査会（1回開催予定）を経て選定を行う。以下の内容を含めた審査会の資料作成等の支援を行うとともに、発注者の求めに応じて審査会を傍聴すること。

- (ア) 選定の経緯をまとめた資料
- (イ) 候補事業所に対する調査結果と評価ポイント（概要版と詳細版を作成）
- (ウ) その他選定に参考となる資料

(3) 事例集の作成

(1) や (2) により作成した資料を元に、選定した優良事例を事例集としてまとめること。

また、事例集には以下の内容を含むものとする。なお、具体的な項目については、受注者が提案し、発注者との協議により決定する。

なお、作成にあたっては、大規模事業所以外の事業所を含めて事業者にとって活用性の高いものとなるよう、審査会委員他有識者、業界団体及び(1)かつ(2)における調査対象事業者にもヒアリングを行い、作成すること。

- (ア) 業種のエネルギー消費の特徴（設備別・燃料種別）
- (イ) 対策の実施状況
- (ウ) (1) 及び (2) の業務にて把握した同業他社において取り組むとよいと思われる対策（業種で特徴的な課題、解決できた要因を含む）
- (エ) (1) で作成した点検表（業種の特徴にあわせて対策を絞ること）
- (オ) その他事業者にとって有用な情報

(4) 報告書の作成

(1) ～ (3) について報告書及び成果品として次に掲げる部数を提出する。（作業過程において作成したものを含む。）

- ・ 報告書 2部
- ・ 上記を電子的に記録した媒体（Word、Excel、PDF など） 1枚

5 その他

- (1) 事業実施に係る打合せ、協議は原則として埼玉県庁又は埼玉県内で行う。
- (2) 本業務を進めるにあたって、事例集や審査会のために作成した資料は、発注者の指示にしたがって、あらかじめ事業者の了解を得ること。
- (3) 4 (1) 及び (2) において現地調査を行うに当たっては、以下のいずれかの資格等を有する者1名を含む複数名で調査を行うものとする。

- ア エネルギー管理士
- イ エネルギー診断プロフェッショナル
- ウ 技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学）
- エ 電気主任技術者

- オ 事業所に対し省エネルギーに関する助言・指導等の経験を有する者
- カ 事業所においてエネルギー管理・二酸化炭素排出削減等の業務の経験を有する者
- キ その他、ア～カと同等の技術を有すると認められる者

(4) 受注者は、事業の進捗に関しては、随時報告を行うこと。なお、以下のスケジュールを想定し、進捗管理すること。

＜主なスケジュール（予定）＞

- 5～6月 点検表及び作成マニュアルの作成、説明会
- 6～7月 点検表の配布
- 10月 点検表の提出期限
- 11～12月 事業所への調査
- 2～3月 優良事例の選定、CO₂削減分析カルテ及び事例集の作成

(5) 本業務の実施に当たっては、次に掲げるもの及び計画制度及び取引制度において本県が公開している要領、要綱やガイドラインを理解した上で業務にあたること。

- ア 埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年3月31日条例第9号）
- イ 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年3月31日規則第19号）
- ウ 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針
- エ 東京都との連携協定

＜計画制度に係る要領等の公開ページ＞

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html>

＜取引制度に係る要綱等の公開ページ＞

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kenshoyoshiki.html>

(6) 平成24～令和元年度に提出された地球温暖化対策計画書・実施状況報告書（エクセル形式）、平成29～令和元年度に発注者が行った事業所調査の結果（電子・紙媒体）、平成30年度調査及び令和元年度調査により提出された報告書を貸与する。なお、貸与した資料については、以下のとおり扱うものとする。

- ア 受注者は、資料等の一覧表を作成しなければならない。
- イ 受注者は、資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し、送信その他個人情報を含めて適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。
- ウ 受注者は、資料等、作業中のデータ及び発注者に帰属した成果物を、発注者の承諾を得ずに、発注者の指示する目的以外に使用及び第三者への提供をしてはならない。
- エ 受注者は、発注者の承諾を得ずに、資料等、作業中のデータ及び発注者に帰属した成果物を作業場所から持ち出してはならない。
- オ 受注者は、資料等及び作業中のデータをその貸与目的を達したとき又は契約終了時に返却、廃棄又は消去しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したものも同様とする。
- カ 受注者は、資料等を発注者の承認を得て破壊した場合、確実に破壊した旨の証明を書面で発注者に提出しなければならない。

- キ 受注者は、資料等及び作業中のデータの保護・管理に必要な手続きを作成し、資料等を閲覧できる者や方法の制限等を行わなければならない。
 - ク 受注者は、提供された資料等の内容については、公知の事実となるまで契約終了後も他言してはならない。
- (7) 本事業にかかる経費は、調査報告の作成、送経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
 - (8) 県は本業務の報告書にかかる情報を原則として公開する。ただし、県に不利益が発生するおそれがある情報などに関しては、公開内容について協議に応じる。
 - (9) その他本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者が協議の上決定する。